

令和元年 7月 15日 第841号

愛 媛 労 働

https://www.pref.ehime.jp/h30500/e_roudou/31index.html
愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



**人材確保
&
学生支援**

人材確保でお悩みの企業の皆様へのお知らせ

愛媛県奨学金返還支援制度

登録企業を募集しています!

**募集期限：
令和2年3月
31日(火)**

《対象企業》	《企業の出捐額》	《登録企業のメリット》
○「ものづくり産業分野」 建設業（土木建築サービス業含む） 製造業、卸売業・小売業	○助成対象者1人当たり 年最大8.4万円 （最大7年間助成）	○登録企業には、助成 対象者のリストを提供
○「IT関連分野」 製造業、情報通信業	1年間正社員として継続して就業した 後、1年間の就業実績ごとに、助成対象 者の奨学金年間返還額の2/3または	○学生募集の際に、県HP や大学等へ企業名を周知
○「観光分野」 宿泊業・飲食サービス業、旅行業	16.8万円のいずれか低い額の1/2	○採用がない場合、費用 負担はありません。

愛媛県では、昨年に引き続き県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着やU・I・Jターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、本制度に登録した県内の企業（登録企業）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を支援する制度を実施いたします。

現在、登録企業を募集しております。

詳細や申込方法については、
県HPをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansenseido.html>



お問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 産業人材室
TEL：089-912-2509

目 次

○愛媛県奨学金返還支援制度登録企業を募集しています！	1
○ポリテクセンター愛媛 10月期生募集	2
○テレワーク・デイズ2019のお知らせ	2
○愛顔のえひめ知事表彰式について	4
○女性活躍推進法が改正されました	4
○えひめ仕事と家庭の両立応援企業 6月の認証企業のご紹介	5
○2019年度愛顔のえひめ特別支援学校技能検定	5
○労働委員会の窓	6
○パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！	6



G20愛媛・松山
労働雇用大臣会合

2019年9月1・2日に、松山市で「G20愛媛・松山労働雇用大臣会合」が開催されます。

ポリテクセンター愛媛 10月期生募集

募集期間
令和元年
7/31 ~ 9/6

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和元年度 10 月期生を募集中です。

募集科名	受講対象者
・「機械 CAD/NC 科」 ・「溶接ものづくり科」 ・「電気設備技術科」 ・「住宅・福祉リフォーム科」	雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方
訓練期間	受講料
・6 カ月（令和元年 10 月 2 日～）	無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問合せ先 ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町 2184 / TEL 089-972-0329（訓練課）



〈実施日〉7月22日～9月6日

TELEWORK DAYS

テレワーク・デイズ 2019 のお知らせ

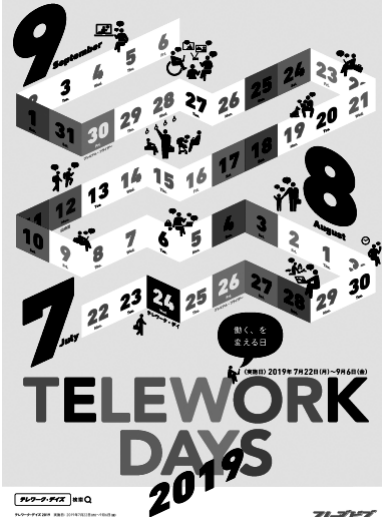
「テレワーク・デイズ 2019」とは、テレワークを活用した働き方改革の全国展開及び東京オリンピック・パラリンピック 2020 年大会の交通混雑緩和に寄与するよう、全国で集中的にテレワーク実施に取り組む国民運動です。

実施期間は7月 22 日（月）～9月 6 日（金）とし、特に7月 24 日（水）は集中的に取り組むを行う「コア日」とされています。本運動への参加は全国どの企業・団体でも可能ですので、この機会に是非、積極的なご活用をお願いします！

〈参加方法〉 …以下、3 分類から参加方法を選べます。

①実施団体	参加人数・実施日数を問わずテレワークを実施又はトライアルを行う団体
②特別協力団体	5日以上実施、7月 24 日（コア日）に 100 名以上実施、効果測定（オフィスコストの削減や消費電力の変化等）のすべてに協力可能な団体
③応援団体	テレワークに係る実施ノウハウ、ワークスペース、ソフトウェア等を提供する団体

〈登録方法〉（参加登録無料・9月 6 日まで可能）
「テレワーク・デイズ 2019」ホームページから簡単にご登録いただけます。



**TELEWORK
DAYS
2019**

※7月24日はコア日

広告



2019年6月、 全労済から「こくみん共済 coop」へ

全労済は、60年にわたって組合員の暮らしや災害に向き合い、
たすけあいの輪を少しずつ広げてきました。
“誰一人、取り残されない社会へ”
新しい時代、その輪をさらに強くむすぶために
2019年6月より新たな愛称「こくみん共済 coop」を定めました。



住まいる共済	火災共済・自然災害共済	せいめい共済	交通災害共済
こくみん共済	総合医療共済	マイカー共済	自賠償共済

お問い合わせ・資料のご請求

こくみん共済 coop 愛媛推進本部
(愛媛県共済生活協同組合)

〒790-8513 松山市辻町1-1 営業時間：9:00~17:00
TEL：089-923-6031 (土曜・日曜・祝日を除く)

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 coop は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員になることで各種共済制度をご利用いただけます。

令和元年度愛媛県勤労者福祉資金貸付

広告

お申込み・お問い合わせは、愛媛県内の四国ろうきん各支店へ！



「勤労者福祉資金」は、愛媛県が四国労働金庫と共同で設けた、
勤労者の生活における様々な資金需要に応える低利の融資制度
です。ぜひご利用ください！

- 育児・介護支援資金…育児又は介護のために必要となる資金
- 自己啓発支援資金…余暇活動費用（レジャー、ボランティア、リフレッシュ等）、転職準備における自己啓発費用、資格取得の研修費用、これらに伴う機器購入費用、研修旅行にかかる費用等本人の自己啓発に際して必要となる資金
- 離職者緊急生活資金…離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活のために必要となる資金
- 教育資金…本人又は本人の扶養親族が、教育を受けるために必要となる資金
- 結婚支援資金…結婚予定の者又はその親が、結婚のために必要となる資金

ローンセンターは土・日曜日も営業
徳島北ローンセンターは土曜日の営業をしておりません。
(土・日曜日の営業時間:AM10:00~PM5:00) 店頭・インターネットホームページで、ご返済の試算ができます。
<http://www.shikoku-rokin.or.jp>

四国ろうきん

検索

くわしくはお近くの“ろうきん”へご相談ください。

781-2019-006



愛 顔 の え ひ め

知 事 表 彰 式 に つ い て

令和元年6月5日(水)、県庁において全国大会等で活躍された個人に対して、愛顔のえひめ賞を授与しました。受賞された皆さま、おめでとうございます。

(受賞者一覧)

氏名	功績内容
馬越崇永 カグマ製作所 代表	第30回 技能グランプリ 家具職種 金賞
秋山未知 愛媛ダイハツ販売(株) 勤務	第32回 きのこ料理コンクール全国大会 林野庁長官賞



(左)中村知事 (中)秋山さん (右)馬越さん



技能グランプリで作成した「キャビネット」を披露し、競技大会の様子や今後の抱負などについて、中村知事と懇談しました。

(参考)愛顔のえひめ知事表彰制度について(平成23年創設)
全国レベルの各種大会等で日本一あるいはそれに相当する優秀な成績を収めることにより、県の名を高め、県民に明日を信じる「愛顔」を与えた個人・団体を顕彰し、その栄誉を称えるもの。

女 性

活躍推進法が改正されました

＜愛媛労働局雇用環境・均等室＞

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります！

改正ポイント ※令和元年6月5日公布

1

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ
(施行：公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

2

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ
(施行：公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、
① 職業生活に関する機会の提供に関する実績
② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表する必要があります。

3

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設!
(施行:公布後1年以内)の政令で定める日

えひめ仕事と家庭の両立応援企業6月の認証企業のご紹介

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しており、6月は両立応援企業更新7社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

〈えひめ仕事と家庭の両立応援企業〉

【更新】

認証番号	企業名	所在地
180	宇和島信用金庫	宇和島市
211	医療法人ミネルワ会	松山市
244	社会福祉法人慈光会	松山市
251	ネットヨタ瀬戸内株式会社	松山市
252	株式会社メディックス	砥部町
297	医療法人補天会	今治市
522	いよぎんビジネスサービス株式会社	松山市



【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 TEL 089-912-2502

詳しくは、

[えひめ仕事と家庭の両立応援企業](#)

[検索](#)

働き方改革のワンストップ支援拠点「[働ナビえひめ](#)」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】 [働ナビえひめ](#) (愛媛県働き方改革包括支援プラザ) TEL 089-915-3260

目標に向かってチャレンジ！

えがお 2019年度愛顔のえひめ特別支援学校 技能検定

特別支援学校生徒が、日頃の学習で身に付けた作業能力を生かして検定にチャレンジ！！

企業関係者の評価をもとに、県教育委員会が1級から10級に認定します。

生徒の力を、会場では是非ご覧ください！



清掃

○事務所清掃



接客

○喫茶サービス



販売事務

○商品化
○運搬・陳列



情報

○文字入力
○文書作成



〈第11回県検定〉10:00～15:30(予定)

8月1日(木) 事務所清掃①②、運搬・陳列 *場所：松山市青少年センター

8月5日(月) 商品化、喫茶サービス、文字入力、文書作成 *場所：県生涯学習センター

愛媛県教育委員会 特別支援教育課

[検索](#)

詳しくはHPで



労働委員会の窓 (6月分)

1 会議関係

- 6月7日 全国労働委員会会長連絡会議(島根県) 「今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について」
- 6月11日 四国労働委員会協議会総会(香川県) 「発達障がいのある労働者に対する対応について」など3件
- 6月14日 第1284回公益委員会議 「令和元年(不)第2号事件の申立てについて」など4件
- 6月28日 第1167回労働委員会総会 「争議行為の予告について」など8件
第1285回公益委員会議 「労働組合の資格審査について」

2 集团的労使紛争関係

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労組法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育,学習 支援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業,小売業	R元.5.22	1,2,3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中

3 個別的労使紛争関係

- 労働相談

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

	相談者数	相談件数
6月	53	70
累計(4月～)	90	120

雇用のトラブルまず相談 相談・あっせん **無料**

労働委員会は、労働相談とあっせん等を行っている公正・中立の行政機関です。労働問題の専門家である労働委員会委員が話し合いによる円満解決をサポートします。

解雇、賃金切下げ、パワハラなど
職場のトラブルで困っていませんか？

愛媛県労働委員会

電話 089-912-2996(直通)
[月～金(祝日・年末年始を除く)]8:30～17:15

◇労働委員会ホームページアドレス(URL) <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

※令和元年6月5日公布

(パワーハラスメント対策)

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素すべてを満たすものです。

- ①優越的な関係を背景とした
- ②就業上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

※職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示される予定です。

(セクシュアルハラスメント等対策)

セクハラ等の防止に関する国

・**事業主・労働者の責務の明確化** など

※施行:公布後1年以内の政令で定める日
中小企業は、公布後3年以内の政令で定める

日までの間は努力義務

【お問合せ先】 愛媛労働局雇用環境・均等室 電話089(935)5222